

令和7年度
第1回山都町農業委員会
総会議事録

山都町農業委員会

令和7年度第1回 山都町農業委員会総会

日 時 令和7年4月10日（木）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 6番 飯星 委員・7番 玉目 委員

第2

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の賃貸借の合意解約について

議案第1号 農地法第3条による許可申請について 6件

議案第2号 農地法第5条による許可申請について 2件

議案第3号 令和7年度第1号農用地利用集積等促進計画について

議案第4号 令和7年度第1号農用地利用集積計等促進画（所有権
移転）について

議案第5号 令和7年度最適化活動の目標設定について

出席委員 山本 勝洋、門岡 和美、 、後藤 康喜、芹口 昭浩、

【18名】 飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、菊池 吉之、

本田 恵藏、山下 照、 高森 正、 下山 久義、松川 陽一、

下田 孝文、木村 幸則、西山 常雄、西田 肇

欠席委員

【 1名】 佐藤 幸代

出席職員

【 4名】 松本文孝、興梠宏幸、藤山真悟、下田理佐

欠席職員

【 0名】

事務局長 皆さん、こんにちは、
《前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、18名です。
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は4名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代理 皆さん、こんにちは、《前段の挨拶。》
それでは、令和7年度第1回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《会長より挨拶を述べる》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下
「議長」） それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。
本日は、6番 飯星 委員・7番 玉目 委員 宜しくお願ひします。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があつたので報告する。

令和7年4月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは報告第1号について説明いたします。

今回、11件の届出があつておらず、いずれも相続によるものです。
詳細は、議案書のとおりです。

以上、報告いたします

議長 はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。
続きまして、
報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があつたので報告する。

令和7年4月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について説明致します。

今回、賃貸借権の合意解約について、3件提出がありました。
申請番号1については、農地中間管理事業に係る集積計画の解約、
申請番号2および3については、農地法第3条に係る賃貸借権設定の解約となります。

解約事由については、議案書にてご確認ください。

以上です。

議長 はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第1号 農地法第3条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があつたので、許可の決定について承認を求めます。

令和7年4月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議長 それでは、1番の説明をして頂きます。
1番の説明を 6番 飯星委員お願いします。

飯星委員	1番の説明をします。 所有権移転の案件です。 譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・畳、・・・m ² の贈与による所有権移転の案件です。
	判断の理由 譲受人の主な経営は水稻、ピーマンです。 譲渡人は相続により農地を引き継ぎましたが、農業経営は行っていません。今後も農地を管理・耕作することが困難なため、申請地を10年以上耕作している譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。 申請地は今後も譲受人がピーマンを耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。 以下表記の通りです。 なお、農地法等に関する法令遵守の状況の聞き取りを行った結果、農地法第4条等の規定違反があることが判明したため、譲受人から違反を解消する旨の誓約書が提出されています。 以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。
議長	はい、それでは事務局より経緯を説明していただきたいと思います。
事務局	はい、申請番号1番について先程ご説明させていただいた法令遵守の聞き取りの結果、違反があると自己申告されたケースになってきます。 経緯としましては自分の農地に建物が建ててある事と、他人の農地にグランドゴルフ場を作った事で、これらは農振地域に入っており、農振の方にも違反があつたことになります。委員さんの農地パトロールや情報提供等があつた中で現地に行かれ確認されております。事務局の方も現地確認等を行い把握している案件です
議長	すみません。誓約書の内容を簡単に説明お願いします。
事務局	誓約書の内容ですが、農地法第4条、第5条、農振の農業振興地域の整備に関する法律で違反の状況を令和8年3月31日まで対処を行うということでご本人から誓約をいただいております。
議長	はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
木村委員	はい、木村委員 現況復帰をすることですかね？

- 議長 はい、事務局
- 事務局 違反状況の解消ということですので、例えば建物を元の状態に戻すか、あるいは転用申請を上げていただくという形です。
- 議長 いずれにしろ、大変難しい選択を迫られていらっしゃるかと思います。宜しいでしょうか木村委員。
- 木村委員 はい。
- 議長 他に質問はございませんか？はい、16番 下田委員
- 下田委員 その違反が解消されてからの申請じゃダメだったのですか？
- 議長 はい、事務局
- 事務局 今の時点で申請が出ておりますので、申請を受けた以上は今の段階で許可の判断をするような形となっております。
- 議長 皆さんで今日良ければ、許可が下りたとして同時進行で誓約書の方も守っていただくという話です。やっぱり今回のケースでいえば相手側のこともありますので、内容を見ますとピーマンを作付けされると。当たり前に農地として取り扱われるということですので、それも踏まえて皆さんご検討をいただきたいと思いますが。
- はい、13番 高森委員
- 高森委員 お伺いします。普通、土地相続だったらタダというのは分かるのですが、今回これも無償と書いてありますが、自前のにはどうかと思います。
- 事務局 今回、双方の関係がご親戚ということもあります。この件とは違いますが、今後も農地を管理・耕作することが困難なため、管理・作ってもらえるだけでも良いから譲られる方が多いので、金額をお気にされない方、又はそこまで求めない方が多くなっています
- 高森委員 分かりました。
- 議長 他にございませんでしょうか。
《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

つづいて、2番の説明を6番 飯星委員お願いいいたします。

飯星委員

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の田および畠、・・・筆、・・・m²の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻、飼料作物です。

譲渡人は相続により農地を引き継ぎましたが、農業経営は行っていません。今後も農地を管理・耕作することが困難なため、申請地の隣接に農地を持つ譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

今後は譲受人が水稻等を耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます

以下、記載の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。よろしくお願ひいたします。

議長

はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして3番の説明を7番 玉目委員お願いいいたします。

玉目委員

所有権移転の案件でございます。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の田、・・・筆、・・・m²の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻です。

申請地はこれまで譲受人が水稻を耕作し、適切に管理・耕作されてきました。

譲渡人は高齢で、今後も申請地の管理・耕作が困難なことから、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

今後も譲受人が水稻を耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下調書のとおりでございます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。よろしくお願ひいたします。

- 議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして4番の説明を8番 小崎委員お願ひいたします。
- 小崎委員 こんなにちは。申請番号4について説明します。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畠、・・・筆、・・・m²の贈与による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営は畜産です。
譲渡人は相続により農地を引き継ぎましたが、農業経営は行っていません。今後も農地を管理・耕作することが困難なため、申請地の隣接に農地を持つ譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
今後は譲受人が飼料作物等を耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。よろしくお願ひします。
- 議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《質疑なしの声あり》
異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして5番の説明を14番 下山委員お願ひいたします。
- 下山委員 こんなにちは。申請番号5番の賃借権設定の案件です。
借受人は農業を営む予定の個人で、山都町・・・の畠、・・・m²の1年間の賃借権設定の案件です。
判断の理由
借受人は認定新規就農者として、町内の農業者の中で研修を受け、カブやニンジン等を耕作してきました。
就農に向けて農地を探していたところ、研修の受け入れ先から、借受人が研修を行っていた農地の近くにある申請地を紹介されたため貸付人に相談したところ、双方の間で賃借権設定の話が決まったため申請されました。
今後は借受人がカブを耕作される予定で、適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。営農計画書も添付されております。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。よろしくお願ひします。

- 議長 はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
- 菊池委員 はい、10番 菊池委員
- 菊池委員 借受人の方はこちらに住まわれるのでしょうか？それとも通って来られるのでしょうか？
- 下山委員 いえ、現在地元に住まわれております。
- 議長 よろしいでしょうか？
- 菊池委員 はい。
- 議長 他にございませんか？
- 玉目委員 はい、7番 玉目委員。
- 玉目委員 渡し人の方の土地の名義は亡くなられている方だと思うのですが、今後この土地は相続登記されるご予定があるのでしょうか？
- 議長 はい、事務局
- 事務局 昨年の4月1日から相続登記の申請が義務化になりましたので、ご案内はしていきたいと思っております。
- 議長 よろしいでしょうか？
- 玉目委員 はい。
- 議長 他にございませんか？
《質疑なしの声あり》
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして6番の説明も14番 下山委員お願ひいたします。
- 下山委員 同じく賃借権設定の案件です。
借受人は農業を営む予定の個人で、山都町・・・の畠、・・・m²の1年間の賃借権設定の案件です。
判断の理由
借受人は認定新規就農者として、町内の農業者の方で研修を受け、カブやニンジン等を耕作してきました。

就農に向けて農地を探していたところ、研修の受入れ先から、借受人が研修を行っていた農地の近くにある申請地を紹介されたため貸付人に相談したところ、双方の間で賃借権設定の話が決まったため申請されました。

今後は借受人がカブを耕作される予定で、適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。當農計画書も添付されております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。お願いします。

議長 はい、6番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

異議なしということで、申請どおり許可することにします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第5条第1項の規定に基づき許可申請があつたので、許可の決定について承認を求める。

令和7年4月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 19番 西田委員お願いします。

西田委員 では、説明いたします。

農地法5条による転用・所有権移転の件であります。

転用者は個人で、・・・の田・筆 合計・・・m²を宅地に転用する案件です。
別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、・・・と国道・・・号線の接続点から・・・m以内に存在す第3種農地と判断されます。

転用者は本町出身で現在、町外に居住・勤務しております。

以前より本町内へ戻り居住したい意思があり、子供が生まれ現在の住居が手狭となり、通勤立地や子の通学等の利便性から新たな住居を求めています。

申請者は、実家のある地区の周囲や、空き家等も探しましたが適切な土地が見つからず、各所有者が土地を手放しても良いと考えていることを知り、相談したうえで本件の申請に至りました。

申請地①は配偶者から相続により現所有者が取得した土地で、申請地②は所有者が耕作を行っていた農地です。いずれも昨年まで作付けされていましたが現

在は稻刈りを終えた状態です。

申請地①および申請地②の所有者は高齢で農業経営を縮小する意向であり、今後を考えると農地としての維持は難しい状況です。

居宅面積の内訳は建物部分が・・・m²、

駐車場・転回場が・・・m²、

庭スペース①が・・・m²

庭スペース②が・・・m²

合計・・・m²です。

給排水について、給水は町上水道から、排水について生活排水は浄化槽を経由し道路側溝に排水となります。駐車場は舗装の上道路側溝に排水、庭スペース①及び②は自然浸透となります。区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風等に影響はありません。

以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を13番 高森委員お願ひいたします。

高森委員

はい、よろしくお願いします。それでは2番の説明を致します。

転用者は町外で建設業を行う法人で、山都町・・・畳・・筆 合計・・・m²を現場事務所兼土場に一時転用する案件です。

なお、転用期間は許可日から令和8年1月14日までとなります。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。

農振農用地区域内にある農地については農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの証明もなされております。

借受人が県上益城地域振興局土木部より請け負っている令和5年度発生の・・・河川災害復旧工事にかかる仮設現場事務所及び土場の設置を行います。申請地は公共工事現場より2キロメートル以内に位置し、工事現場への資材搬入の中継地点として適切な土地であることから申請に至りました。

他に適切な土地はなく、やむを得ないと思われます。

別添の配置計画図もご覧ください。

総事業面積は全面積・・・m²のうち、通路部分に鉄板を敷設します。

現場事務所及び駐車スペース ・・・m²

土砂仮置きヤード ・・・m²

碎石ヤード ・・・m²

二次製品置き場 ・・・ m²

の配置になっており計画は妥当と思われます。

排水については雨水の自然浸透を行います。

区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接する農地はありますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。

近傍農地へ極力影響がないよう設備の配置等に特段の注意を払い工事を行います。以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長

はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして

議案第3号 令和7年度第1号農用地利用集積等促進計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年4月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

はい、議案第3号について説明致します。

熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。

今回6件上がっております。

申請番号1です。

山都町・・・の畠、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の使用貸借設定の新規案件になります。

受け手の経営作物は栗です。

申請番号2です。

山都町・・・および・・・の田および畠、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。

受け手の経営作物は栗およびブルーベリーです。

申請番号3です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の新規案件になります。

受け手の経営作物は水稻です。

申請番号4です。

山都町・・・の田および畠、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の賃借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物は飼料作物です。

申請番号5です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・m²、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の賃借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物は水稻です。

申請番号6については、

農地の出し手から農業公社への貸付期間が10年、

農業公社から受け手への貸付期間が5年のように貸付期間が異なっているものについて、農業公社から受け手への貸付期間を更新する案件となります。

申請番号6です。

山都町・・・の畠、・・・筆、・・・m²、

農業公社から受け手に5年間の賃借権設定の更新案件になります。

受け手の経営作物はジャガイモ、ニンジン等です。

以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

はい、13番 高森委員

高森委員 今説明されました中で、1番と2番は栗をされるという事を聞きましたが、一から栗を植えるということですか？

議長 どうぞ、事務局

事務局 もうすでに栗の木が植えてあります、それを継続してされるという事です。

議長 よろしいですか。

- 高森委員 はい。
- 議長 他に質疑ございませんか
はい、どうぞ7番 玉目委員
- 玉目委員 今ご説明頂いた分は全て継続事業という事で、新規にされたのは無いですか。
- 議長 はい、事務局
- 事務局 申請番号1～3については新規の契約になります。今まで貸し借りの契約はされていなくて、地主さんがそこの農地を維持管理されていました。
- 議長 よろしいですか。
- 玉目委員 はい。
- 議長 他に質疑ございませんか。
《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。
- それでは、採決に入ります。議案第3号について、賛成の方は举手をお願いします。
- (全員举手)
はい、ありがとうございます。全員賛成です。
- よって、議案第3号 令和7年度第1号農用地利用集積等促進計画について、令和7年4月10日に許可を決定致します。
- 続きまして
議案第4号 令和7年度第1号農用地利用集積等促進計画（所有権移転）について
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。
- 令和7年4月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号について説明します。
農地中間管理機構である熊本県農業公社を通した売買による所有権移転関係です。
今回2件上がっております。

申請番号1です。
山都町・・・の田、・・・筆、・・・m²、農地中間管理機構の特例事業による熊本県農業公社の買入案件になります。
譲渡人は相続により農地を引き継ぎましたが、農業経営は行っておらず、今後も申請地を管理・耕作することが困難なため、申請されました。
譲受人も決まっているため、今後の総会において、譲受人への売渡案件が議案に掛けられる予定です。

申請番号2です。
山都町・・・の田、・・・m²、農地中間管理機構の特例事業による熊本県農業公社の買入案件になります。
今まで農業経営を行っていた譲渡人の父が亡くなり、農業経営を縮小するため、申請されました。
譲受人も決まっているため、今後の総会において、譲受人への売渡案件が議案に掛けられる予定です。

以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第4号について、賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)
はい、ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第4号 令和7年度第1号農用地利用集積等促進計画
(所有権移転)について、
令和7年4月10日に許可を決定致します。
続きまして

議案第5号 令和7年度最適化活動の目標設定について
令和7年度の最適化活動の目標設定が必要と思われる所以意見を求
めます。

令和7年4月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 はい、ご説明いたします。令和7年度最適化活動の目標の設定についてです。まずIですけども、農業委員会の状況というところで、令和7年4月1日の現状で報告しております。

1 農業委員会の現在の体制です。

任命・委嘱年月日が令和5年7月20日で、任期満了が令和8年7月19日となっています。農業委員会の農業委員さんの数が定数19名となっております。以下内訳でございます。農地利用最適化推進委員さんが、定数28名というところでございます。

2 農家・農地の概要でございます。

経営体数、総農家数が2,006名、農業経営対数が1,567となっております。農業者数、基幹的農業従事者が2,325人です。認定農業者が267人となっております。

耕地面積です。田んぼが2,570ha、畑が2,200ha 合計しまして4,870haというところで報告してございます。

II 最適化活動の目標です。

1、最適化活動の成果目標としまして

(1) 農地の集積です。現状としまして管内の農地面積が4,780ha、これまでの集積面積が1,929ha、集積率が40.3%となっています。農地の集積の目標年度としまして令和11年度の目標集積率を80%としているところです。今年度末の集積面積は48.2%となっているところでございます。

(2) 遊休農地の解消です。直近の利用状況調査から、現在の遊休農地面積が559haとなっているところでございます。②番の目標でございます。遊休農地の解消の目標ですが、こちらの数字は令和3年の利用状況調査における遊休農地面積が476haのところ5分の1の面積を記入することになっており、解消面積が95haということでございます。新規発生、遊休農地の解消目標面積は22haでございます。

(3) 新規参入の促進です。

現状でございます。令和4年度新規参入者が8経営体、8.1ha 令和5年の度新規参入者が8経営体、7.8ha 令和6年の度新規参入者が9経営体、4.5haです。目標としまして権利移動面積ですけれども、令和4年度 1

10ha 令和5年度131ha 令和6年度、91ha 平均しまして過去3年110ha の権利移動の面積がございます。新規参入者に対する貸付面積の目標としまして11ha ということで目標としてございます。

2 最適化活動の目標です。

(1) 一人当たりの活動日数ですけれども、月当たり6日ということでございます。最適化活動を行う農業委員さんの人数が19人農地利用最適化推進委員さんの人数が28名です。

(2) 活動強化月間の設定目標です。

活動強化月間の設定回数は3回としてございます。7月、8月、年が明けまして3月に新規参入、農地集積、新規参入についての活動強化月間を設定してございます。

(3) 新規参入相談会への参加目標です。

新規参入相談会の参加回数を1回と設定をさせていただいているところです。以上が令和7年度の最適化活動の目標の設定として作成させていただきました。

以上でございます。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《質疑なしの声あり》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第5号 令和7年度最適化活動の目標設定について、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第5号 令和7年度最適化活動の目標設定について、令和7年4月10日に決定致します

以上で、議案はすべて終わりました。

進行を事務局にお返しいたします。

事務局 審議が終わりましたので、閉会を門岡職務代理者にお願いいたします。

代理 皆様、大変お疲れさまでした。

報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度第1回山都町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長

6番 飯星委員

7番 玉目委員